

令和3年度
胎内市住宅リフォーム補助金
募集要領

申請受付：令和3年4月5日（月）～

【事前相談：令和3年3月22日（月）～】

胎内市地域整備課

目次

	ページ
1. 胎内市住宅リフォーム補助金交付制度とは	1
2. 補助金交付要件	1
① 補助対象者の要件	1
② 補助対象となる住宅の要件	1
③ 補助回数についての要件	
④ 補助対象となる工事の要件	2
⑤ 補助対象工事を実施できる施工業者の要件	5
⑥ 補助対象工事となる工事期間	5
3. 補助金の額	6
4. 手続きの流れとスケジュール	7
5. 事前相談	8
6. 交付申請	8
7. 補助金の交付の決定	9
8. リフォーム工事の実施	9
9. 変更交付申請	9
10. 完了実績報告	10
11. 補助金制度利用者アンケートの提出	10
12. 補助金の請求	10
13. 各種留意事項	11

[各種様式]別冊「記載例」も合わせてご覧ください。

住宅リフォーム補助金申請前の事前相談申込書	12
胎内市住宅リフォーム補助金交付に係る登録工事店届出書	13
胎内市住宅リフォーム補助金交付申請書	14
事業計画書	15
委任状（申請等を申請者以外に委託する場合）	16
補助金等変更交付申請書	17
補助事業等実績報告書	18
胎内市住宅リフォーム補助金制度利用者アンケート	19
補助金等（交付・概算払）請求書	21
胎内市住宅リフォーム補助金口座振り込み確認書	22
口座振り込み確認書（申請者以外への振り込みを希望する場合）	23

1. 胎内市住宅リフォーム補助金交付制度とは

市では、市民の生活環境の向上を推進するため、住宅のリフォーム工事への補助制度を実施しています。本補助制度は、市民が所有し自ら居住している住宅又は空き家を市内に主たる事業所を有する工事店等でリフォーム工事を行う場合の工事費の一部を補助するものです。申請された全ての工事は、所定の審査を経て、補助金の交付・不交付を決定します。

2. 補助金交付要件

① 補助対象者の要件（次の（1）～（3）に該当する方）

（1）次のいずれかに該当する方

ア．市内に居住し、住民登録を有する方。

イ．市内に空き家（居住又は事業を目的として建設され、かつ、現に居住の用又は事業の用に供されていない建物をいう。）を有する方。空き家の所有者が市外の方の場合は、住所を証明できる住民登録等の提出が必要です。

（2）市税、介護保険料、上下水道料金等を滞納していない方。

（3）他の制度による類似の助成を受けていない方。

② 補助対象となる住宅の要件

（1）次のいずれかに該当する住宅（区分）

ア．補助対象者又は2親等以内の親族が所有し居住している住宅（併用住宅の場合は住宅部分のみが補助対象となります）。

イ．当該補助対象者が所有する市内に存する空き家

③ 補助回数についての要件

（1）同一申請者（2親等以内の親族含む）に対しての補助金の交付回数は、1回限りとなります。過去にこの補助金の交付を受けた方は申請できません。ただし、過去に住宅のリフォームで補助金の交付を受けた場合であっても、空き家をリフォームする場合は、区分が違うことから申請が可能です。

④補助対象となる工事の要件

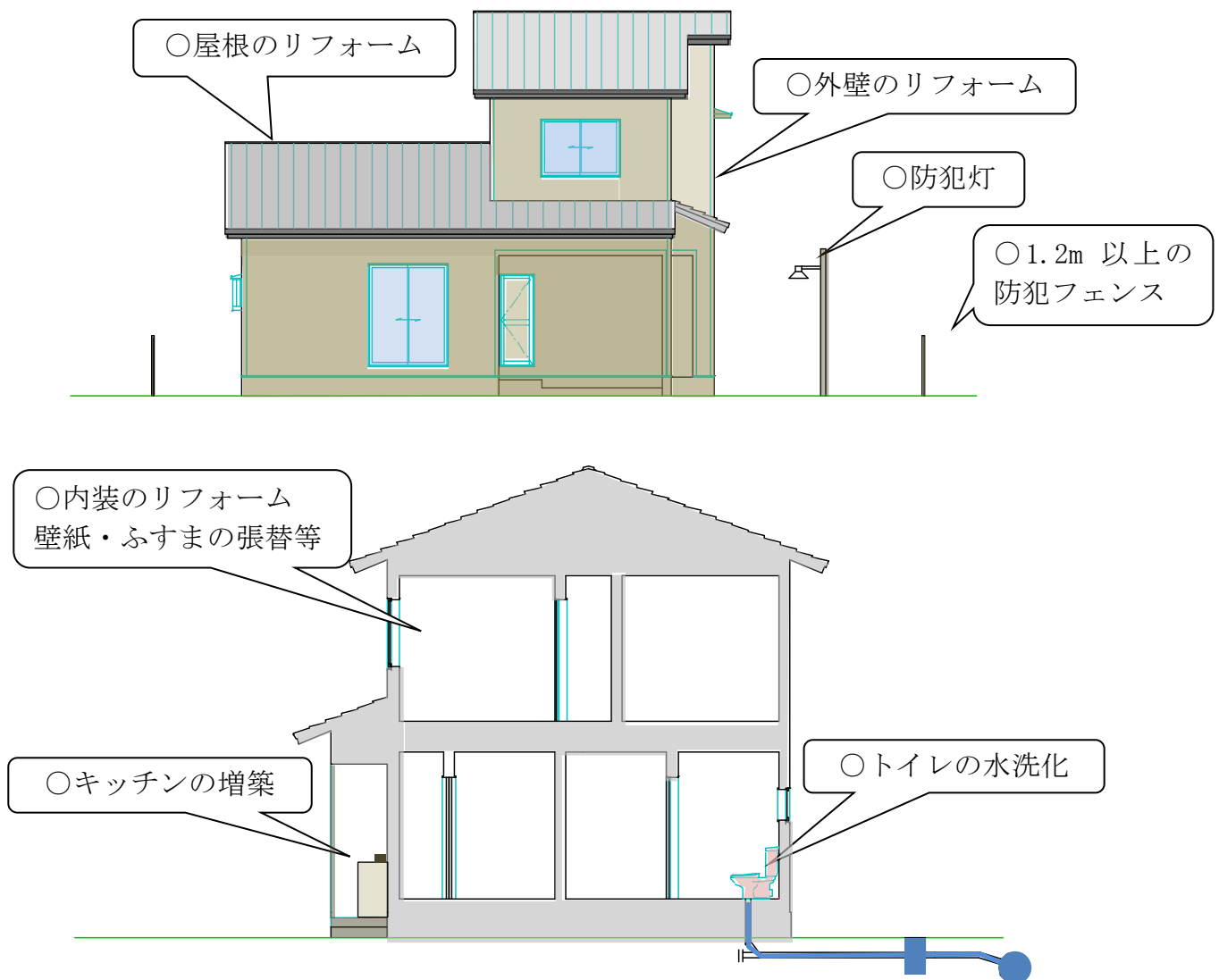
(1) 補助の対象となる工事について

工事費が20万円以上の以下のような生活環境を向上するための工事

- ア. 住宅の修繕、補修、改修及び増築のための工事
- イ. 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等住宅の模様替えのための工事
- ウ. 住宅の防犯用設備若しくはフェンスの設置等の防犯機能の付加又は強化のための工事
- エ. 単独浄化槽及び汲取り式便所からの公共下水道又は合併浄化槽への切替工事
(胎内市排水設備設置資金融資規定による融資対象部分は除く)

※空き家をリフォームする場合は、上記ア～エまでに掲げる工事で、リフォーム後に当該補助対象住宅に居住することが要件となります。

●補助対象工事の例

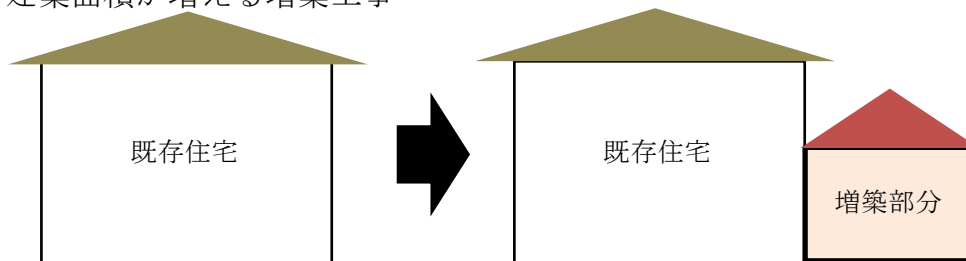


※この図は一例ですので詳しくは市の担当までお問い合わせ下さい

(1) - 1. 補助対象となる増改築工事

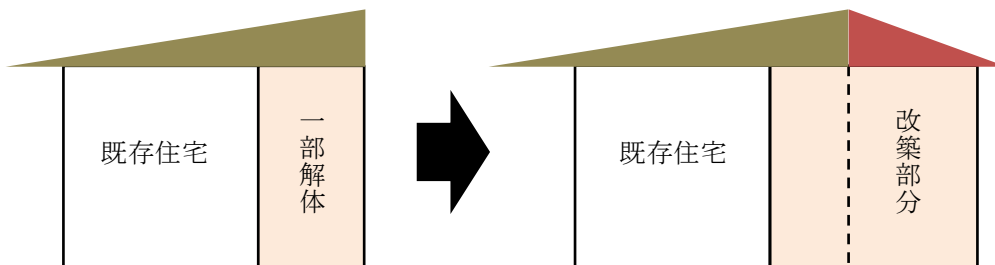
【ケース 1】

建築面積が増える増築工事



【ケース 2】

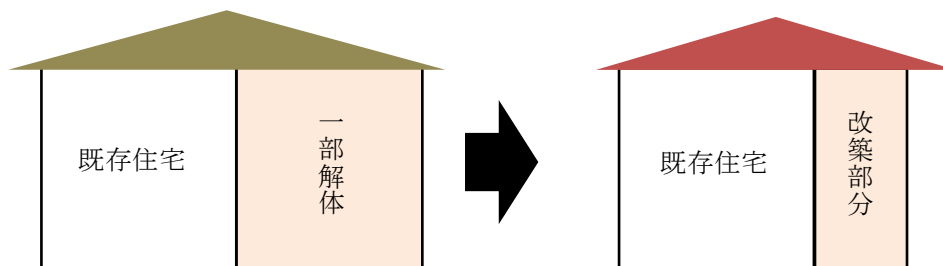
一部解体を伴い、改築部分が解体した面積より大きくなる増改築工事



(1) - 2. 補助事業の対象外となる改築築工事

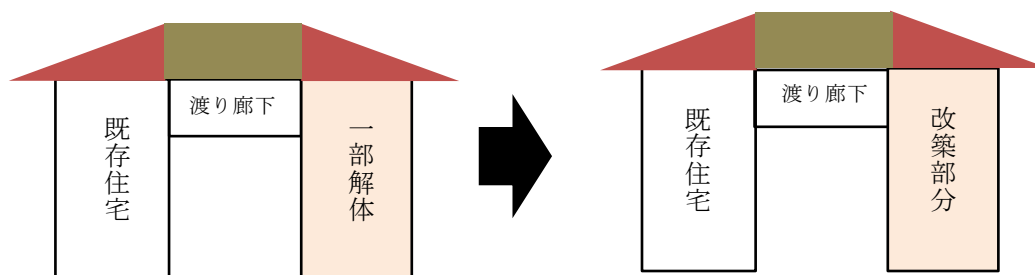
【ケース 3】

一部解体を伴い、改築部分が解体した面積より小さくなる増改築工事



【ケース 4】

既存住宅と渡り廊下を介して繋がるが、左右が独立した機能を有している場合「改築工事」と認定し、この場合面積の増減に関わらず補助対象外



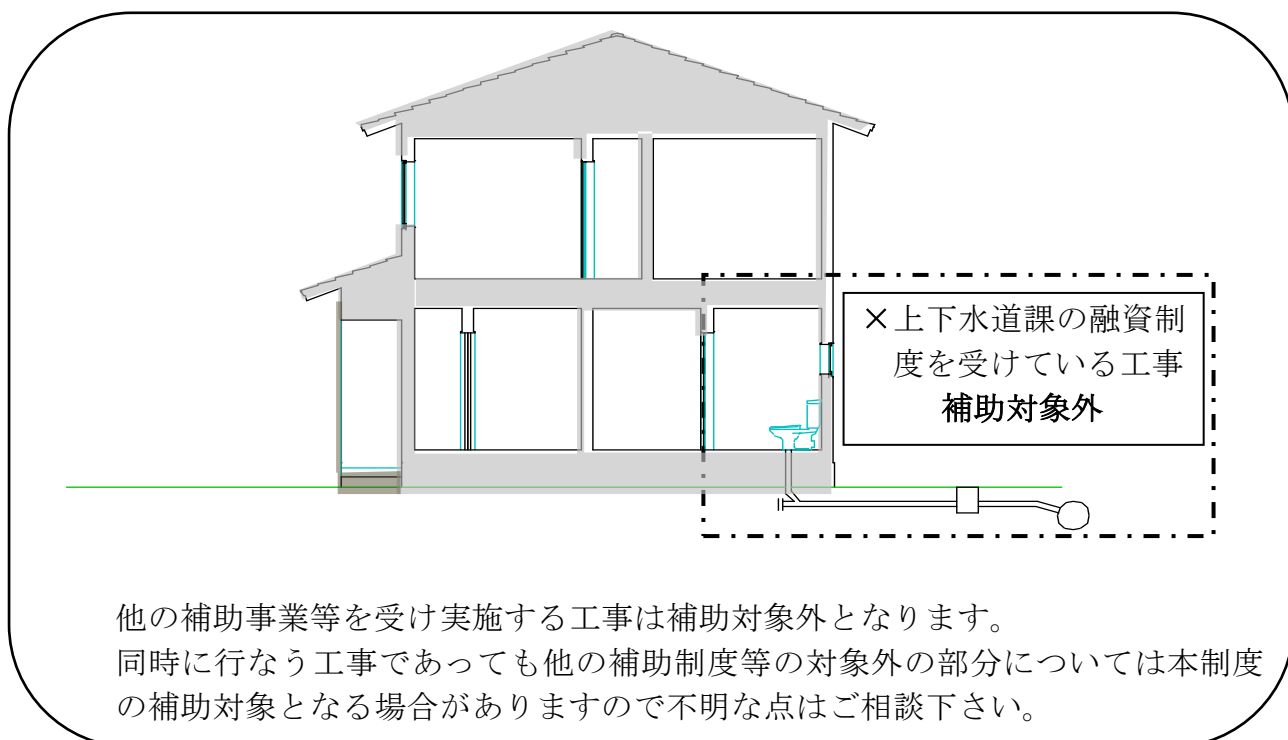
(2) 補助の対象とならない工事など

- 土地の購入費用
- 工事用機械及び工具等の購入に関する費用
- 市の他の補助事業及び類似する保険給付等の対象工事費用
- その他補助対象工事として認められない費用

● その他補助対象工事として認められないものの例

- 高さが1.2m未満のフェンス等の設置
- 外構・庭などの工事（※犬走りの土間までが補助対象です。）
- 住宅と同一棟の車庫・倉庫等の工事
- 住宅の取り壊しのみの工事
- 修理を伴わない防蟻工事
- 引掛シーリングライト（※直付け・天井埋め込みは補助対象です。）
- エアコン工事（※天井埋め込みは補助対象です。）
- 浄化槽の撤去工事
- 下水道事業受益者負担金
- 住宅の機能向上を伴わない工事

● 補助対象外工事の例



※この図は一例ですので詳しくは市の担当までお問い合わせ下さい。

⑤ 補助対象工事を実施できる施工業者の要件

胎内市内に主たる事業所等（本社）を有し、継続して事業を実施している施工業者で下記のいずれかの施工業者としての資格を有している。

- （１）胎内市の入札参加資格者名簿に登載されている。
- （２）胎内市の小規模工事等契約希望者登録者名簿に登載されている。
- （３）胎内市排水設備工事指定工事店として指定されている。
- （４）胎内市指定給水装置工事事業者として指定されている。
- （５）胎内市住宅リフォーム補助事業の登録工事店の届出をしている。

※上記の確認は、事前相談時または施工業者にお問い合わせください。

※上記のいずれにも該当していない場合は、「胎内市住宅リフォーム補助金交付に係る登録工事店届出書」様式第1号を市に提出してください。

⑥ 補助対象工事となる工事期間の要件

交付決定後の着工から令和4年1月31日（月）までに完了する工事
（工事代金の支払い、完了実績報告の提出をもって事業完了となります。）

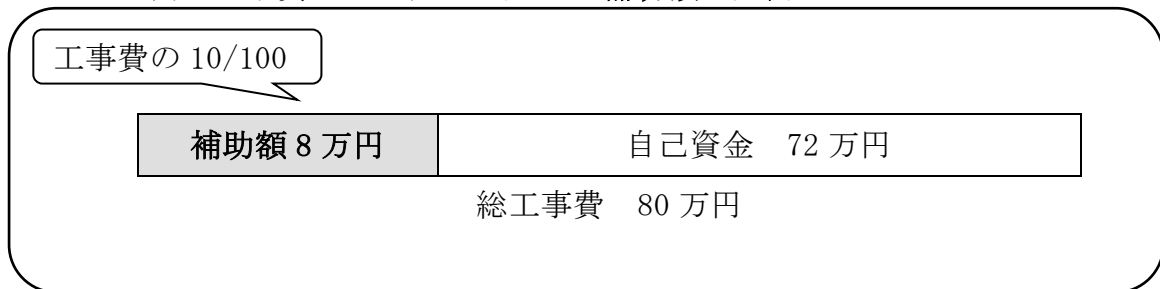
※交付決定前に着手する必要がある工事は、補助対象とすることはできません

3. 補助金の額

- ・補助金の額は補助対象工事に要する経費に100分の10を乗じて得た額。ただし、100分の10に相当する額が10万円を超えるときは、10万円が上限となります。
※工事費が20万円未満の場合は補助の対象外となります。

○補助工事費が100万円を下回る場合

《例：工事費80万円×10/100＝補助額8万円》



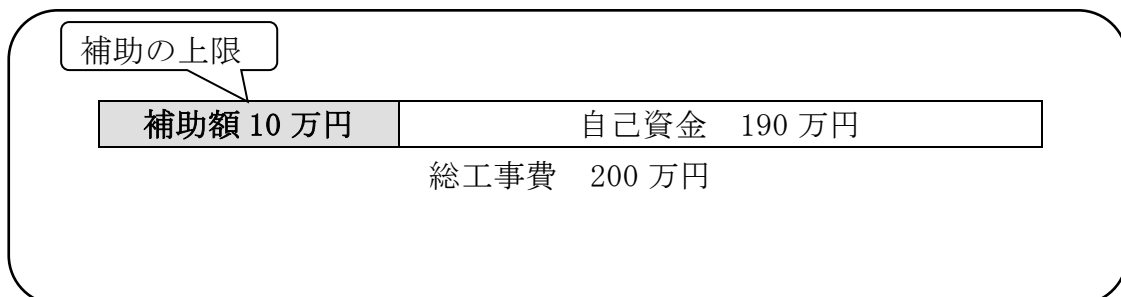
○補助工事費が100万円の場合

《例：工事費100万円×10/100＝補助額10万円》



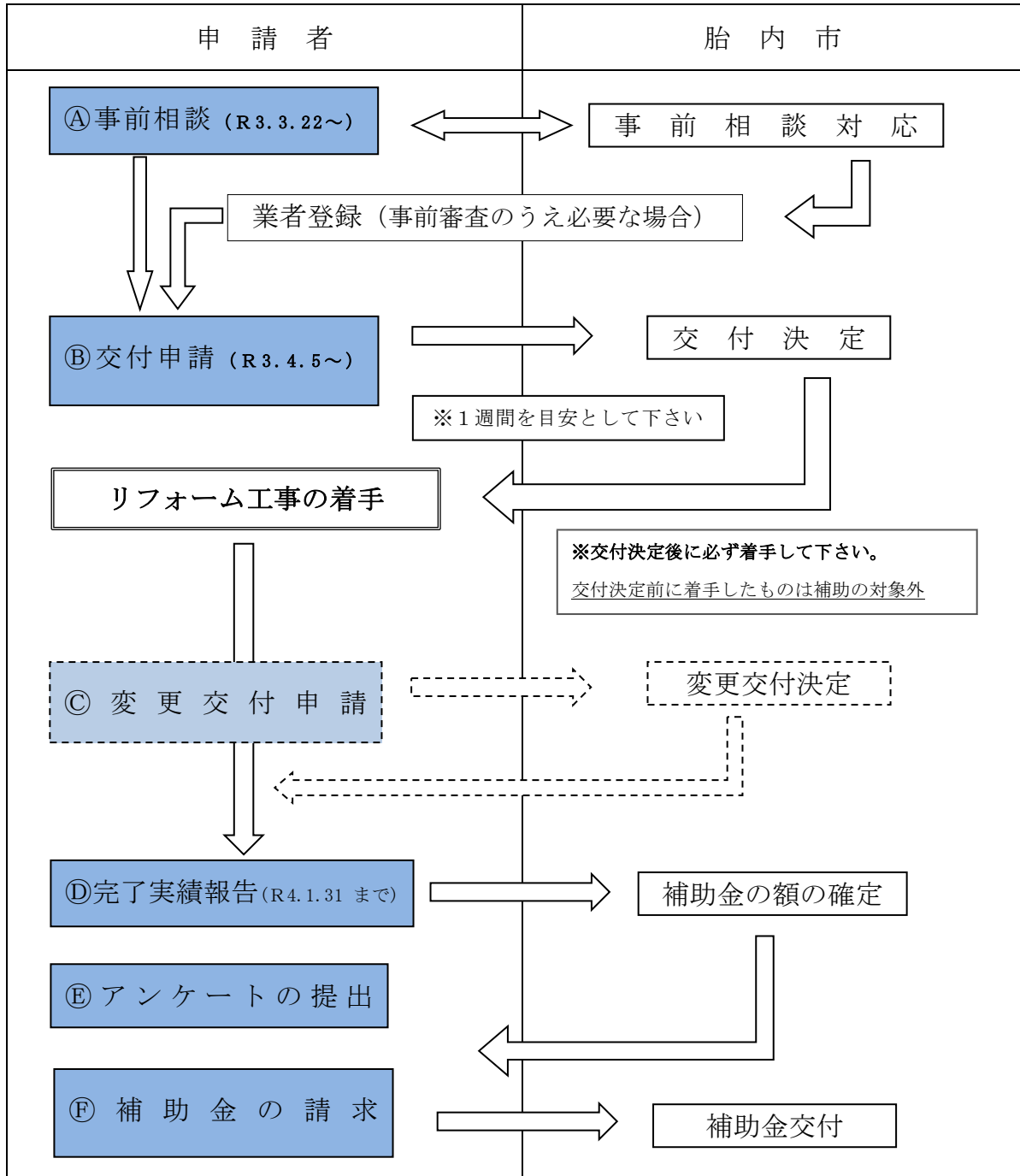
○補助工事費が100万円を超える場合

《工事費200万円×10/100＝20万円 → 上限補助額10万円》



4. 手続きの流れとスケジュール

補助金の申請から、補助金の交付までの流れ
申請者は①～⑥の手続きが必要となります



5. ㊤事前相談

開始日：令和3年3月22日（月）から 午前8時30分～午後5時
相談先：市役所2階 地域整備課 都市計画建築係窓口
電話：0254（43）6111（内線1212）

※申請前に事前相談申込書により、必ず事前相談を行ってください。事前相談は、
申請についての諸要件を確認するもので申込を予約するものではありません。

6. ㊤申請受付

（1）申請受付開始日及び申請先

開始日：令和3年4月5日（月）のみ 午後1時30分～午後5時
申請先：市役所2階 大会議室

開始日：令和3年4月6日（火）以降 午前8時30分～午後5時
申請先：市役所2階 地域整備課 都市計画建築係 窓口

※各種留意事項もご確認ください。

（2）交付申請書の提出

提出していただく書類は、以下のとおりです。

- ① 胎内市住宅リフォーム補助金交付申請書（P14）
- ② 事業計画書（P15）
- ③ 令和3年4月1日（木）より市税務課で発行した固定資産税課税台帳（固定資産名寄帳「家屋」）の写し又は、令和3年度固定資産税（土地・家屋）課税明細書の写し
- ④ 補助対象工事見積書（施工業者より提出されたもの）
- ⑤ 補助対象工事を行なう住宅等の現況及び工事予定箇所の写真（施工箇所ごとに最低2方向からの撮影を行ってください。）
- ⑥ 委任状（申請者以外の施工業者等が申請業務を行う場合）（P16）
- ⑦ その他、工事図面等必要と思われる資料

※提出された書類はお返しできません。提出前に必ず控えを取ってください。

（3）募集要領・申請用紙の配布

募集要領・申請用紙は、次のいずれかの方法により入手できます。

- ・胎内市役所2階 地域整備課 都市計画建築係 窓口
- ・胎内市のホームページからダウンロード

7. 補助金交付の決定

提出書類の審査終了後、概ね1週間で交付の可否及び交付額を決定し、申請者へ通知します。

8. リフォーム工事の実施

補助金交付決定があった後、リフォーム工事を実施してください。

9. ㊟変更交付申請

(1) 工事内容に変更があった場合の手続き

以下の場合、申請内容の変更手続きが必要となります。

- ① 交付決定額が変更となったとき
- ② 補助対象工事に変更になったとき
(補助対象工事費から20%以上増減額するとき)
- ③ 事業計画書の工事内容を大きく変更するとき
- ④ 補助事業の廃止をするとき

例1) 当初申請でキッチンの改修内容で提出していたが、便所が追加になった。
→ 変更交付申請が必要です。

※施工箇所が追加になったことにより変更交付申請が必要です。

例2) 当初申請で屋根の改修内容で提出していたが、外壁工事が追加になった。
→ 変更交付申請が必要です。

※施工箇所が追加になったことにより変更交付申請が必要です。

例3) 当初申請で便所の改造で提出していたが、便所内に手洗い器を追加した。
→ 変更交付申請は不要です。

※同一施工箇所内での工事追加となるため変更交付申請は不要です。

ただし、①・②に該当する場合は変更交付申請が必要になります。

該当するかしらないか分からない場合、市の担当までお問い合わせ下さい。

変更交付申請の手続きを行う場合、次の書類を提出して下さい。

- ① 補助金等変更交付申請書 (P 17)
- ② 事業計画書 (廃止する場合は除く) (P 15)
- ③ 見積書 (廃止する場合は除く)
- ④ 変更箇所の写真 (廃止する場合は除く)

10. ㊦完了実績報告

事業実績報告書等の提出

住宅リフォーム補助事業が終了後、次の書類を提出してください。

令和4年1月31日（月）までに、

完了実績報告受付終了日：令和4年1月31日（月）

※これ以降は補助金の請求ができませんので完了日にご注意ください

①補助事業等実績報告書（P18）

②建築基準法の規定による検査済証の写し（増改築の場合）

③工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し

④補助対象工事実施後の住宅等の現況及び工事施工箇所の写真

※補助金交付申請書に添付した写真と同じ方向で、同じ枚数の写真撮影を行い、工事実施が確認できる写真を添付してください。

11. ㊧補助金制度利用者アンケートの提出

完了実績報告時に『胎内市住宅リフォーム補助金制度利用者アンケート』を提出してください（P19、P20）

12. ㊨補助金の請求

補助金請求手続きについて

補助金の請求は、原則として補助事業の完了後、事業実績報告に基づき、市が補助金の額を確定した（確定通知）後に行うことができます。

① 補助金等交付請求書（P21）

② 補助金口座振り込み確認書（P21）

③ 申請者以外への振り込みを希望する場合（P22）

※同一世帯の方への振り込みのみに使用することができます。

1 3. 各種留意事項

▼申請受付について

- ・ 初日で申請多数により予算額を超えた場合は、抽選とさせていただきます。
- ・ 申込みが予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。

※以下は参考としてください。

令和元年度の受付期間：4月16日（受付開始）～5月22日（受付終了）

令和2年度の受付期間：4月6日（受付開始）～5月27日（受付終了）

▼工事の着手時期について

- ・ 申込時点で着手している工事や申請手続き中に着手するものは対象外となります。

▼現地調査の実施について

- ・ 必要に応じて、補助対象工事の進捗状況に関し、補助金の交付決定を受けた方、又は施工事業者に報告を求め、実施調査を行う場合があります。

▼補助金の返還について

- ・ 虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

▼申請に用いる印について

- ・ 本補助金に係る書類に押印する印は全て同じものを用いてください。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日	
胎内市住宅リフォーム補助金交付に係る登録工事店届出書	
(あて先) 胎内市長	
届出者 住 所 氏 名 電話番号 () -	
次のとおり、胎内市住宅リフォーム補助事業登録工事店として届け出ます。 この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。	
営業所の所在地	
店名(商号又は名称)	
代表者名	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票(法人は登記事項証明書又は法人市民税台帳記載証明書) 2 市税の滞納がないことの証明書 3 その他市長が必要と認めた書類

※個人事業主の方は、次の同意をお願いします。

同意欄	<p>登録工事店の要件の確認のため、私の住民登録の状況、胎内市住宅リフォーム補助金交付要綱第2条第2号に規定する市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を除く。）の納付状況について、市が調査し、確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者 _____ ⑩</p> <p style="text-align: center;">(本人の署名をもって記名押印に変えることができます。)</p>
-----	--

胎内市住宅リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者

住所 胎内市 _____

氏名 _____ ㊟

電話 _____

胎内市住宅リフォーム補助事業について、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象住宅等の所在		胎内市		
事業費	リフォーム工事に要する経費	円(税込)		補助対象経費 円
	収入		支出	
	市補助金	円	補助対象	円
	自己資金	円	補助対象外	円
	合計	円	合計	円
交付申請額		補助対象経費×10/100 (1,000円未満切捨て、上限10万円) 円		
本人同意事項	補助対象者の要件の確認のため、私の住民登録の状況、胎内市住宅リフォーム補助金交付要綱第2条第2号に規定する市税等の納付状況その他当該要件確認に必要な次号について、市が調査し、確認することに同意します。 <p style="text-align: right;">申請者 _____ ㊟</p> (本人の署名をもって記名押印に変えることができます。)			
添付書類等	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 固定資産税課税台帳の写し又は固定資産税(土地・家屋)課税明細書の写し <input type="checkbox"/> 工事見積書 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の現状及び補助対象工事施工予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他			

事業計画書

右記の工事区分のいずれかに☑をいれてください。	<input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム工事 (居住住宅の生活環境を向上するための工事)	<input type="checkbox"/> 空き家のリフォーム工事 (空き家を居住住宅として活用するための工事)	
右記の工種区分に☑をいれ、()内にその主な内容を記載してください。	① 工種及び主な内容 <input type="checkbox"/> 屋根改修 () <input type="checkbox"/> 外壁改修 () <input type="checkbox"/> 便所改修 () <input type="checkbox"/> 浴室改修 () <input type="checkbox"/> キッチン () <input type="checkbox"/> 居室改修 () <input type="checkbox"/> 増築 () <input type="checkbox"/> 下水道接続 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
空き家のリフォーム工事の場合は、右記②及び③について記載してください。	② リフォーム後の活用用途 ③ リフォーム後の入居予定日		
工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで			
施工業者	所在地	胎内市	
	会社名		
	電話番号		
	施工業者としての資格	<input type="checkbox"/> (1) 胎内市の入札参加資格者名簿に登載されている。 <input type="checkbox"/> (2) 胎内市の小規模工事等契約希望者登録者名簿に登載されている。 <input type="checkbox"/> (3) 胎内市排水設備工事指定工事店として指定されている。 <input type="checkbox"/> (4) 胎内市指定給水装置工事事業者として指定されている。 <input type="checkbox"/> (5) 胎内市住宅リフォーム補助事業の登録工事店の届出をしている。	
	所在地	胎内市	
	会社名		
	電話番号		
	施工業者としての資格	<input type="checkbox"/> (1) 胎内市の入札参加資格者名簿に登載されている。 <input type="checkbox"/> (2) 胎内市の小規模工事等契約希望者登録者名簿に登載されている。 <input type="checkbox"/> (3) 胎内市排水設備工事指定工事店として指定されている。 <input type="checkbox"/> (4) 胎内市指定給水装置工事事業者として指定されている。 <input type="checkbox"/> (5) 胎内市住宅リフォーム補助事業の登録工事店の届出をしている。	

注 「施工業者としての資格」欄については、施工業者が(1)～(5)のいずれに該当しているか施工業者に確認の上、該当する項目に☑を入れてください。(1)～(5)のいずれにも該当しない場合は、施工業者が胎内市住宅リフォーム補助金に係る登録工事店届出書(様式第1号)を市に提出し、施工業者の要件を満たしていただく必要があります。

委 任 状

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者

住 所 胎内市 _____

氏 名 _____ ㊟

(補助金交付申請書と同じハンコ)

私は _____ を代理人と定め、下記の胎内市住宅リフォーム補助金交付要綱(平成21年告示第91号。以下「要綱」という。)及び胎内市補助金等交付規則(平成20年規則第1号。以下「規則」という。)に基づく手続きに関する一切の権限を委任します。

記

申請の区分

- 要綱第8条の規定による交付申請
- 要綱第10条の規定による変更交付申請
- 要綱第11条の規定による実績報告
- 規則第17条第3項の規定による補助金等交付請求

○施工業者が代理で申請等の手続きをする場合は添付していただく必要があります。

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者

住所 胎内市

氏名 印

(補助金交付申請書と同じハンコ)

補助金等変更交付申請書

年 月 日付け胎地第リ 号で交付決定のあった事業について、
次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称 胎内市住宅リフォーム補助事業

2 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
補助対象経費	円	円

3 変更の理由

- 交付決定額の変更
- 補助対象経費の20%以上の増額又は減額の変更
- 事業計画書の工事内容を大きく変更
- 補助事業の廃止

添付書類

①業計画書(廃止する場合は除く) ②変更後の見積り書(廃止する場合は除く) ③変更箇所が分かる書類等

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者

住所 胎内市 _____

氏名 _____ (印)

(補助金交付申請書と同じハンコ)

補助事業等実績報告書

年 月 日付け胎地第 _____ 号で交付決定のあった事業が完了(を
~~廃止~~)したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 胎内市住宅リフォーム補助事業
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業の精算額 _____ 円

収支決算内訳

収 入		支 出	
※市補助金	円	※補助対象	円
※自己資金	円	※補助対象外	円
※合計	円	※合計	円

※については記入しないで下さい。

- 4 補助事業完了(廃止)年月日 _____ 年 月 日
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類

○屋根の改修工事・外壁工事については、作業途中の写真も添付してください。
 増改築の場合は、建築基準法の規定による検査済証の写しを添付してください。
 胎内市住宅リフォーム補助金制度利用者アンケートも合わせてご提出ください。

(4) リフォーム補助制度は、あなたのご自宅のリフォームを行う『きっかけ』になりましたか。

(当てはまる項目1つに○囲みをつけてください)

- ① 補助金はなくても、リフォームはする予定だった。
- ② リフォームを検討していたが、補助金を知って時期を早めてリフォームをした。
- ③ リフォームは考えていなかったが、補助金を知ってリフォームをした。
- ④ その他 ()

(5) 補助金額上限額が10万円以下(例えば上限が7万円や5万円)であってもこの補助金を利用しましたか。

(当てはまる項目1つに○囲みをつけてください)

- ① 利用した。
- ② 利用しない。

(6) リフォーム工事の施工業者について。

(当てはまる番号1つに○囲みを付けてください。)

- ① はじめから市内業者を利用する予定だった。
- ② 補助金のために市内業者に変更した。
- ③ その他 ()

(7) この補助制度について、ご意見等ございましたら理由もあわせてご記入ください。

以上でアンケートは終了です。このアンケートは実績報告書とあわせてご提出ください。

補助金等(交付・~~概算払~~)請求書

請 求 金 額 金 _____ 円

確定額(~~交付決定額~~) _____ 円

交 付 済 額 _____ 円

胎内市補助金等交付規則第17条の規定により、上記のとおり請求します。
ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け胎地第 _____ 号で額の確定(~~交付決定~~)があった、胎内市住宅リフォーム補助事業に係る補助金等の分として。

添付書類 (1) 補助金等確定通知書 (補助金等交付決定通知書)
(2)

年 _____ 月 _____ 日

(あて先) 胎内市長

請求者

住所 胎内市 _____

氏名 _____ ⑩

(補助金交付申請書と同じハンコ)

胎内市住宅リフォーム補助金

口座振り込み確認書

銀行等	銀行 信用組合 労金 農協	本店 支店	預金種目	1 普通預金 2 当座預金 3 貯蓄預金 4 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
ゆうちょ銀行		(右づめでご記入ください)		
フリガナ		記号	の	番号
口座名義人				

添付資料

通帳の写しの添付（金融機関名 口座番号 口座名義人の記載ページ）

※写しが添付できない場合、通帳をご持参ください。

通帳の写し貼り付け欄

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者

住 所 胎内市

氏 名 ㊟

(補助金交付申請書と同じハンコ)

私は、胎内市住宅リフォーム補助金の受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。

補助金 金 _____ 円

記

受任者

住 所 胎内市

氏 名 ㊟

口座振り込み確認書

銀行等	銀行 信用組合 労金 農協	本店 支店	預金種目	1 普通預金 2 当座預金 3 貯蓄預金 4 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
ゆうちょ銀行	(右づめでご記入ください)			
	記号		の番号	
フリガナ				
口座名義人				

添付資料

通帳の写しの添付 (金融機関名 口座番号 口座名義人の記載ページ)

※写しが添付できない場合、通帳をご持参ください。

○この様式は、同一世帯の方へ振込みを委任する場合のみ記入します。